

淀川水系流域委員会 第 41 回委員会 結果概要

開催日時：2005 年 5 月 17 日（火）16：00～19：11

場 所：みやこめっせ 1 階 第 2 展示場 D

参加者数：委員 19 名、河川管理者（指定席）21 名

一般傍聴者（マスコミ含む）187 名

本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、
後日公開される議事録をご参照下さい。

- 1．決定事項
- 2．報告の概要
 - ・地域別部会・テーマ別部会の委員構成について
 - ・地域別部会の対象エリアについて
 - ・前回委員会以後の状況報告
 - ・総合的な豪雨災害対策の推進（提言）についての報告
- 3．審議の概要
 - ・WG の設置について
 - ・各現地視察のスケジュールについて
 - ・各地域別部会・テーマ別部会が取り組む当面の課題と全体委員会での審議のあり方について
 - ・委員会の運営・経費節減の提案について、および、その他
- 4．一般傍聴者からの意見聴取

1．決定事項

- ・水位操作WG の設置が承認された。WG の人選や運営方法（検討期間や公開性等）は委員長と運営会議に一任する。
- ・審議資料 3 「委員謝金の支払い基準等に関わる提案」が承認された。

2．報告の概要

地域別部会・テーマ別部会の委員構成について

庶務より、報告資料 1-1 「地域別部会・テーマ別部会の委員構成一覧表」を用いて、説明がなされた。

地域別部会の対象エリアについて

河川管理者より、報告資料 2 「地域別部会の対象エリアの境界について」を用いて、説明がなされた。

- ・各地域別部会の担当エリアは、各河川事務所が所管している管理区域に合致したエリアでお願いしたいと思っている。猪名川部会は猪名川を範囲とする。淀川部会の担当エリアは、笠置橋を境界に木津川上流部会の担当エリアと分かれている。また、鹿跳橋より800m上流（天ヶ瀬ダムの貯水池の末端）を境界に琵琶湖部会の担当エリアと分かれている。このため、従来は淀川部会の担当エリアであった大戸川が琵琶湖部会の担当となった（河川管理者）。
- ・地域別部会の担当エリアを超えた議論をしてはならないということではない。必要に応じて部会の担当エリアを超えた議論をしてもらっても何ら差し支えない（委員長）。

前回委員会以降の状況報告

庶務より、報告資料3-1「地域別部会・テーマ別部会の開催経過について」、報告資料3-2「前回委員会以後の状況報告」を用いて、報告がなされた。

「総合的な豪雨災害対策の推進について」「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」の報告

河川管理者より、報告資料4「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」、参考資料2「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

- 「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」に関する意見交換
 - ・「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」は、流域委員会の提言や意見書の内容と重なる部分が多い。この提言は、豪雨災害対策についての提言だが、今後の治水対策とも大いに関係している。流域委員会と似たような内容が社会資本整備審議会河川分科会からも出てきていると感じた（委員長）。
 - ・流域委員会は、流域委員会の検討結果を河川管理者が整備計画に最大限反映していくという信頼関係のもとに進められてきたが、「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」は本省レベルにどの程度のインパクトがあるのか。本省に影響力を持つ提言として受け止めればいいのか（委員長）
 - ←「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」は、流域委員会の提言や整備計画基礎案の内容（破堤による壊滅的な被害を回避していく）と基本的な考え方は一致していると思っている。この提言が本省レベルでどのように受け止められていくのか、私は本省の立場ではないので答える立場ではないが、審議会からいただいた提言というのは基本的には河川行政の中で十分に反映していかなければならないことだと考えている（河川管理者）。
 - ・「総合的な豪雨災害対策のついての緊急提言」が全面的に受け入れられて、「豪雨災害対策緊急アクションプラン」が策定されたのであれば、本省も「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」を受け入れてやっていくということではないか。
 - ←昨年12月に「緊急アクションプラン」を出している。これは提言に沿って、具体

的に例えばこの出水期までに実施すべきもの、あるいはもう少し時間をかけて実施するものも含めてアクションプランを出している。そういう意味においては、「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」を踏まえて、具体的に進めていこうということだと理解している（河川管理者）。

- ・明治以降の河川行政を考える上で、「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」は画期的な転換点だと思っている。流域委員会が述べてきた「地域が主体になって地域防災力を高めていく」ということが国レベルでも認められた。今後、「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」をどのようにして具体的政策にもっていくのか。具体的施策へ移していくためには、社会学や人の心や組織の専門家を育ててほしい。また、現在は予算も圧倒的にハードに偏っているので、ソフトへの人的予算配分を高めるための対策を立ててほしい。
- ・「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」は、委員ではなく行政が主導的に書いたと思われる。このため、この提言が今後どのように扱われていくのか、胡散臭さを感じている。
- ・「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」で注目している点は、P 4の「ハード整備の質的転換」だ。この中で堤防の問題が本格的に取り上げられるのは喜ばしいことだ。もう1つは、P 5「個々の必要性に応じた安全度や機能の確保を図る対策」として、治水に差をつけると述べている。これをどう実現していくのか。流域委員会でも考えていこうとしていることなので、注目している。
- ・地域住民の取り組みについても記述されているが、具体的な方策を考えていく際には、最初から地域住民と一緒に地域の実情に合った具体的な方策を考えていくようにしてほしい。
- ・「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」と流域委員会の流れに乖離している点があるのか。

← 方向としては同じ方向だろうと思う。ただ、我々はもともと、淀川水系という直轄河川で壊滅的な被害が起こるおそれがあり、それを何とか防がなければならぬと言ってきた。「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」には「中小河川」という言葉が多く使われているが、我々は大河川による壊滅的な被害をより重視している（河川管理者）。

○「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に関する意見交換

- ・「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」は誰が書いたのか。例えば、「戦略3 水辺拠点を整備する」という書き方では、従来の河川整備を想像してしまう。「自然環境の回復・復元する」といった書き方の方がよいのではないかと感じた。
- ← 行政機関が策定したもののため、行政的な堅い文章になっているところがあるかもしれない。ご指摘として承っておきたい（河川管理者）。

- ・戦略7として挙げられている「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」のメンバー構成を教えてほしい。

←琵琶湖・淀川流域圏に出先を置いている国の機関、関係6府県（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、三重）、3市（大津、京都、大阪）で計画づくりを進めてきた。協議会の構成としては行政機関だが、今後は学識者やNPO等にも参加して頂くような委員会等もその中で考えている（河川管理者）。

- ・水と人のつながりや文化は、水が綺麗なだけでは育たない。背景となる都市との関係や都市計画との緊密な連携が必要だ。個々の拠点整備がそれぞれどのような繋がりを持つのか。個々の拠点を広い圏域・まとまりを持って見た時に、どういう統一感が出てくるのか。周囲の景観や自然といった視点で見た時に、どう繋がっていくのか。いろいろな視点で調整をしていかないと連続的には繋がらない。うまく進めてほしい。
- ・いくつかの戦略が書いてあるが、これらはむしろ「施策の方向性」ではないか。「施策の方向性」を実現するのが戦略だろう。今後10年間でこれだけのことをやるためには、スケジュール等の課題もある。いかに具体化していくかという戦略が重要だ。

←計画を作っただけでは、絵に描いた餅になりかねないので、戦略7にあるような第三者を含めた評価委員会への報告や年次報告会等を実施して、漫然と計画を進めないようにやっていきたい（河川管理者）。

- ・利用の観点が強すぎると思った。今、緊急にすべきことは現状の自然環境の維持だ。自然環境にとっては過剰利用が一番の問題となっている。「ものを作る」の中身を考え直さないといけない。
- ・夢のある良い計画だと思う一方で、事業をするための準備のような面も見られる。縦割行政を超えてやれる手法を活用して進めてほしい。
- ・過去の計画や事業を再確認・再検討していない。類似の事業は市町村でもやっている。市町村等のこれまでの取り組みや過去の経験を考慮して、計画を考えるのが現実的だ。
- ・「戦略3：水辺の拠点を整備する」は、環境保全を考えないで、あまりに利用だけが強く出過ぎているように感じる。環境を損なわない利用を考えないといけない。
- ・「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」は、流域委員会の基本的な考え方に沿っていると思っている。縦割りではなく連携していかないといけないという委員会の意見を、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」という仕組みを作ってスタートしていきたい。前向きにとらえて頂き、流域委員会からも厳しいご意見を頂きたい（河川管理者）。

3. 審議の概要

WGの設置について

委員長より、報告資料3-2「前回委員会以後の状況報告」の第44回運営会議結果報告を参考に、WGの設置について説明がなされ、「1. 決定事項」の通り、了承された。その後、委員より、水位操作の課題について説明がなされた。

- ・全体委員会での議論が効率よく、活発にできるように各部会から問題提起・提案をしていただくので、WGをいくつも設置するということではない。しかし、水位操作WGは、いくつもの部会で設置が必要との意見が出ていたので、設置することにする。今後の審議のなかで、別のWGが必要ということになれば検討していく。水位操作の問題点や課題はすでに整理されており、なるべく早くWGを立ち上げるためにも、WGの人選や運営方法（検討期間や公開性等）は委員長と運営会議に一任頂きたい。個人的には、5～7名でWGを立ち上げて、水位操作の課題を整理・深化させた成果を全体委員会に出してほしいと考えている（委員長）。
- ・水位操作の当面の課題について説明したい。設置の目的は、琵琶湖・淀川流域の治水・利水安全度を一定のレベルに保ちつつ、琵琶湖の環境および下流域の河川環境の保全・再生のための水位操作のあり方を探ることにある。メンバーの構成と検討期間は、琵琶湖・淀川流域の生態系、治水・利水、河川・湖沼および流域の物理分野、社会環境・政策分野など、5～6人程度が適当。5回程度の会合で半年か1年程度の期間で集中的に議論する。検討課題としては、洪水期(前期、後期)の低水位、水位変動リズムの喪失、急激な水位低下の影響、長期的な水位低下（数週間から数ヶ月におよぶ）の影響、冬季の高水位（浜欠けとの関係）、渇水時の河川の維持用水等が挙げられる。治水面における検討課題は、洪水期制限水位上昇に伴う洪水リスクの増大、内水被害、洪水リスク増大に対する経済的補償、洪水期における洗堰の全閉操作。利水に関しては、水需要抑制、取水制限の時期、気象変動等が挙げられる。これらの他には、流域委員会の意見書に対する河川管理者の質問を受けていないので、積極的に河川管理者の意見を聴いていく必要がある。運営方法としては、公開を原則とした委員会と同じ方法で運営する。
 - ←WGでの検討は、半年程度を目標として望んでほしい。丹生ダム貯留水の異常渇水時の補給水としての活用や下流の維持流量等、水位操作の検討は、全体に係わるが多く、他への影響がある。
 - ←WGは公開で開催すべきかどうか、疑問に思う。
 - ←WGの運営方法については運営会議で決めたい。検討期間についても、運営会議の要望を示したい。個人的には、数ヶ月と考えている（委員長）。

現地視察のスケジュールについて

河川管理者より、審議資料1-2「現地視察のスケジュール」を用いて説明がなされた。

- ・今回の現地視察は、たんに現場を見るだけでなく、現場で問題意識を再確認したり、新しい問題点を見つけて頂き、さらに意見交換の場で認識を深めてもらうために実施する。ぜひ参加して頂きたい。今後、今回のコース以外も必要に応じて現地視察を開催したいと思っている（委員長）。
- ・琵琶湖の現地視察を早い時期に開催してほしい。浜欠けや水辺の再生事業等、見ておくべき場所がある。

部会の当面の課題と委員会の審議のあり方

地域別部会長、テーマ別部会長より、報告資料 3-2「前回委員会以後の状況報告」、審議資料 2-1「各地域別部会・テーマ別部会の取り組むべき検討課題について」を参考に、各部会での検討内容や課題について説明がなされた。

- ・地域別部会、テーマ別部会の第 1 回目の現状を一般傍聴の皆様にも知ってもらおうと考え、あえて時間をかけて説明して頂いた。後期の流域委員会がスタートして 3 ヶ月が経ったが、いまだに助走の過程にある。本格的な審議に入るためにはもう少し時間がかかるということをご理解頂きたい。次回の委員会以降は、本日のように時間をとって各部会から報告してもらうつもりはない。全体委員会は、各部会から重要度の高い問題を提出してもらって一定レベルの議論をする場にしないといけない。各部会はこれを考慮した上で運営して頂きたい。様々な問題をただ羅列するのではなく、全体委員会で議論をしないといけない課題をプライオリティをつけて整理し報告してほしい（委員長）。
- ・進捗状況の点検については、地域別部会で議論して、どのように全体委員会の意見にしていけるのか、必ずしもきちんと決まっているわけではない。各地域別部会で工夫していく必要があるだろう（委員長）。

運営経費節減の提案について、および、その他

委員長より、審議資料 3「委員会の運営・経費節減についての委員長提案」を用いて説明がなされた後、「1. 決定事項」の通り、了承された。

- ・前期委員会の委員会や部会の謝礼は国土交通省で定められた審議会の謝礼基準に沿って支払われてきた。運営会議や検討会等の謝礼については委員会審議に必要なこととして河川管理者に一定額の支払いを要請してきた。後期委員会では、謝礼についても規約に根拠を置くために、審議資料 3 に支払い基準をまとめた。このうち、学習会の支給基準についてはさまざまな意見があると思うが、学習会とは言え、部会の準備的な意味合いもある。支給基準にあながち根拠がないというわけでもないと思っている（委員長）。
- ・次回の委員会からは、議事次第に挙げられている項目以外に諮ってほしい議題があれば、「その他」でご提案頂きたい（委員長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」の元となった緊急提言とアクションプランも提出すればよいと思った。また、河川管理者はこの提言を受けて新たな文書を作成し、流域委員会に報告することになるのか。それから、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」は関係 6 府県や 3 市で運営されているとのことだが、他の地方公共団体にも影響が及ぶのか。また、計画がある以上、予算も計算されているのか。

- ←「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」は社会資本整備審議会の中の委員会でお作りになったものであり、これを踏まえて国交省全体として対策を講じていくことになる。この提言を受けて、明示的な対応等を出すかどうかはわからないが、仮に出されて、流域委員会から紹介の要請があれば、報告をしたい。「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」については、実際に連携を行っていくための協議会では、立ち上がったものについては、実施していく上で必要に応じて関係者の方に加わって頂くことになる（河川管理者）。
- ・女性の委員が少ない。どのように選ばれたのか、教えて頂きたい。また、事業中のダムについては精査・検討中とのことだが、いまだに、流域委員会に調査結果が出てこない。流域委員会は、調査・検討の「過程」の報告も受けた方がよいのではないか。また、現地視察で余野川ダムサイトに訪れる際には、すでに工事の始まっている「水と緑の健康都市」整備と余野川ダムの関連についても河川管理者に聞いて頂きたいと思っている。
- ←女性委員については、流域委員会から要請する時期が来るのではないかと考えている。ダムの調査・検討結果は、早期に調査・検討結果、もしくは、見通しを示してもらうよう要請している。河川管理者が一定の調査検・討結果を示すためには、さまざまな調整が必要になる。調査・検討結果は、そういった過程を経た上で出てくるものだ。きちんとした調査・検討結果が示されるのを待っている（委員長）。
- ・審議資料 1-1 や審議資料 2-2 のように、現地視察や部会の状況がわかる資料が出されるのはよいと思った。現地視察終了後にも、参加委員を公表してほしい。地元住民にとっては、委員が現地を見て発言しているのかどうかは重要だ。現地視察が終われば、積極的に現地の住民との対話に取り組んでほしい。また、円山川の堤防補強や河床掘削は淀川水系でも実施される予定の事業なので、進捗状況を報告してもらえればと思った。

以上